

第4 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域への対応

1 避難確保計画の作成義務と避難訓練の実施義務

① 義務付けの認知度（問5-1）

津波災害警戒区域内にある社会福祉施設等の要配慮者利用施設は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられていることを、以前からご存じでしたか。（○は一つ）

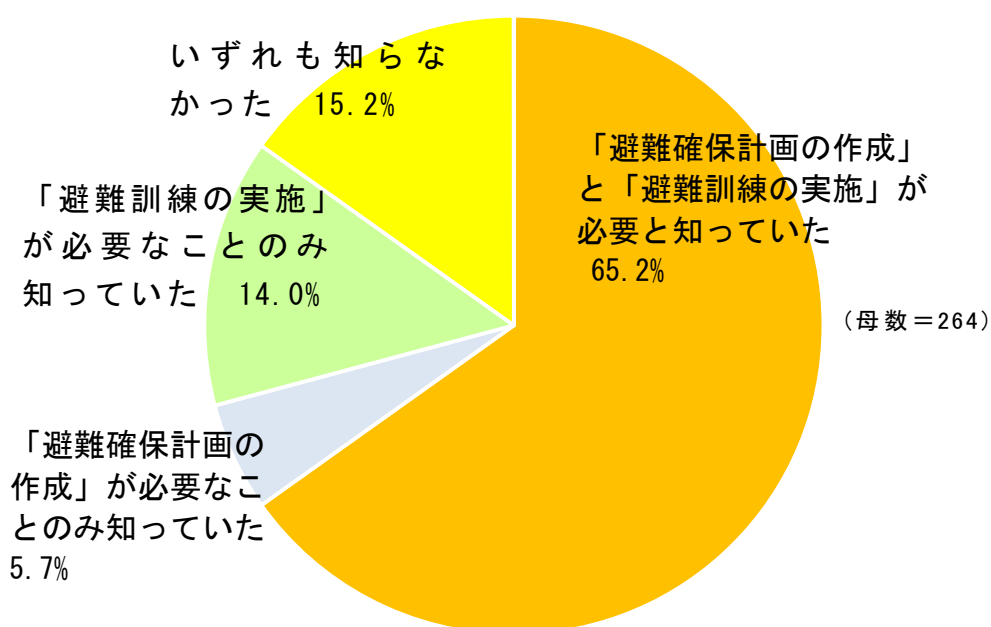
東日本大震災の津波災害を踏まえて制定された津波防災地域づくりに関する法律*（以下「津波防災地域づくり法」という。）によれば、津波が浸水するおそれがあるため特に警戒避難体制を整備すべき「津波災害警戒区域」に指定された場合、高齢者や障害者、乳幼児など特に防災上の配慮を要する者が利用する施設には、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられている。

このような事実を示した上で質問したところ、6割を超える施設が、これらの義務のいずれについても知っていると回答している。

* 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

図表IV-1-①

避難確保計画作成と避難訓練実施の義務付けに係る認知度



(注) 母数は、回答があった施設数 270 から本問に無回答の 6 を除いた 264 である。

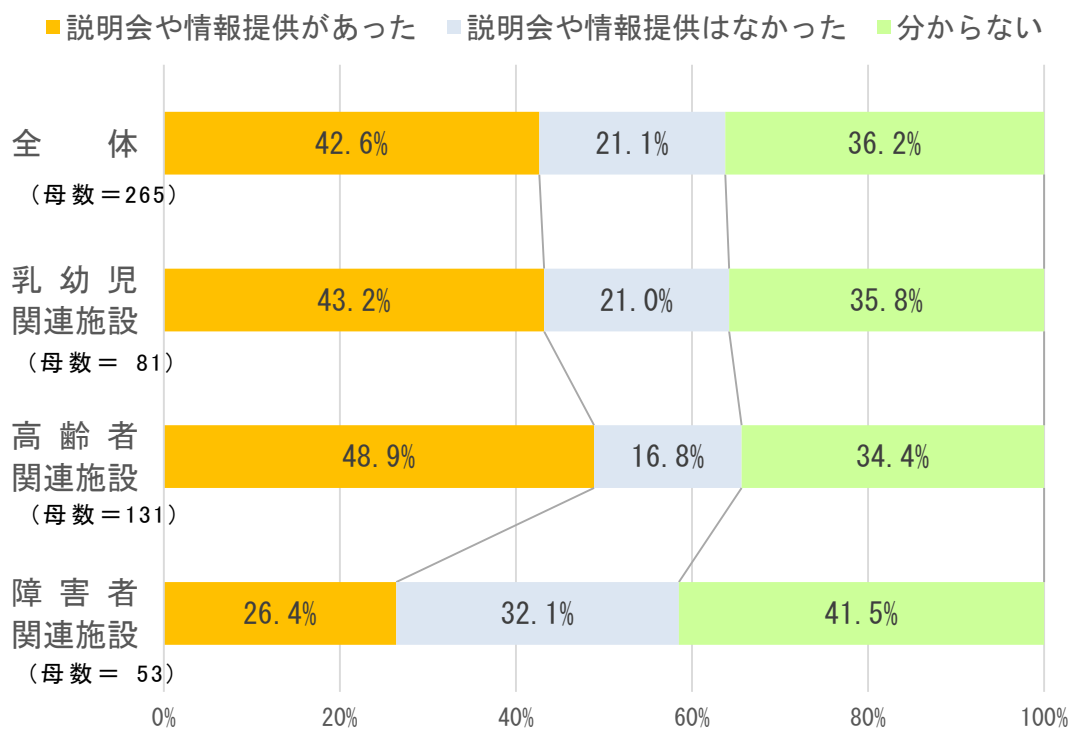
② 避難確保計画に関する県・市町村からの情報提供（問5-2）

県や市町村から、津波発生時の避難確保計画について、説明会や情報提供が行われたことはありましたか。（○は一つ）

県や市町村から情報提供があった施設の割合は4割であり、「説明会や情報提供はなかった」と「分からない」を合わせると半数を超えている。

情報提供があった施設の割合は、施設の区分別にみると障害者関連施設が低くなっている。

図表IV-1-② 避難確保計画に関する県・市町村からの情報提供



(注) 母数は、回答があった施設数 270 から本問に無回答の 5 を除いた 265 である。

2 津波防災地域づくり法に基づく津波避難計画

(1) 津波防災地域づくり法に基づく計画作成の認知 (問5-3)

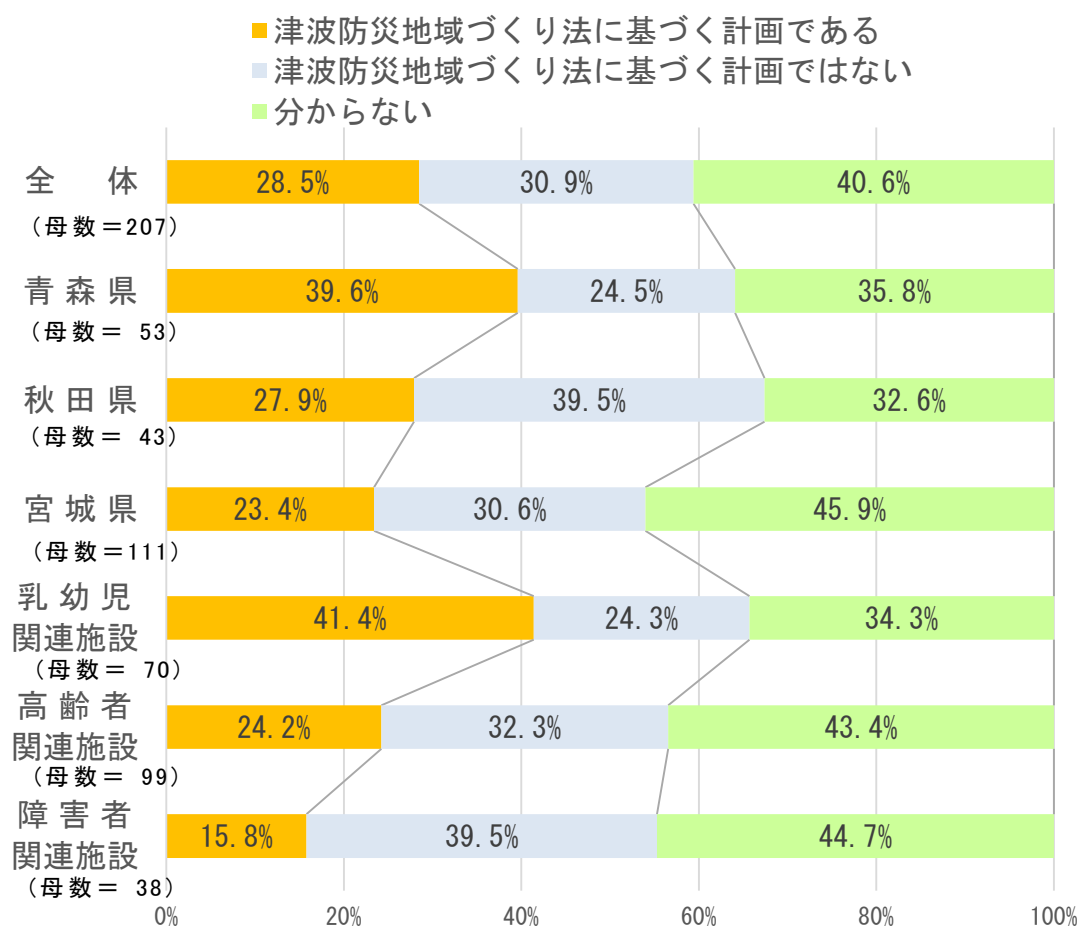
(問4-1で津波避難計画作成済み又は現在検討・作成中と回答した215施設に)

作成した(又は検討・作成中の)津波避難計画は、津波防災地域づくり法に基づくものですか。(○は一つ)

分からないとの回答が4割を超えて最も多くなっており、津波防災地域づくり法に基づくものとして計画を作成した施設は3割弱である。

「津波防災地域づくり法に基づく計画である」を施設の所在地別にみると、青森県で最も高くなっており、施設の区分別では、乳幼児関連施設で高くなっている。

図表IV-2-(1) 津波防災地域づくり法に基づく計画作成の認知



(注) 母数は、問4-1で計画について「作成済み」又は「検討・作成中」を選択した施設数215から本問に無回答の8を除いた207である。

(2) 市町村への届出状況 (問5-4)

(問5-3で津波防災地域づくり法に基づく計画であると回答した59施設に)

作成した計画は、市町村に届け出ていますか。(○は一つ)

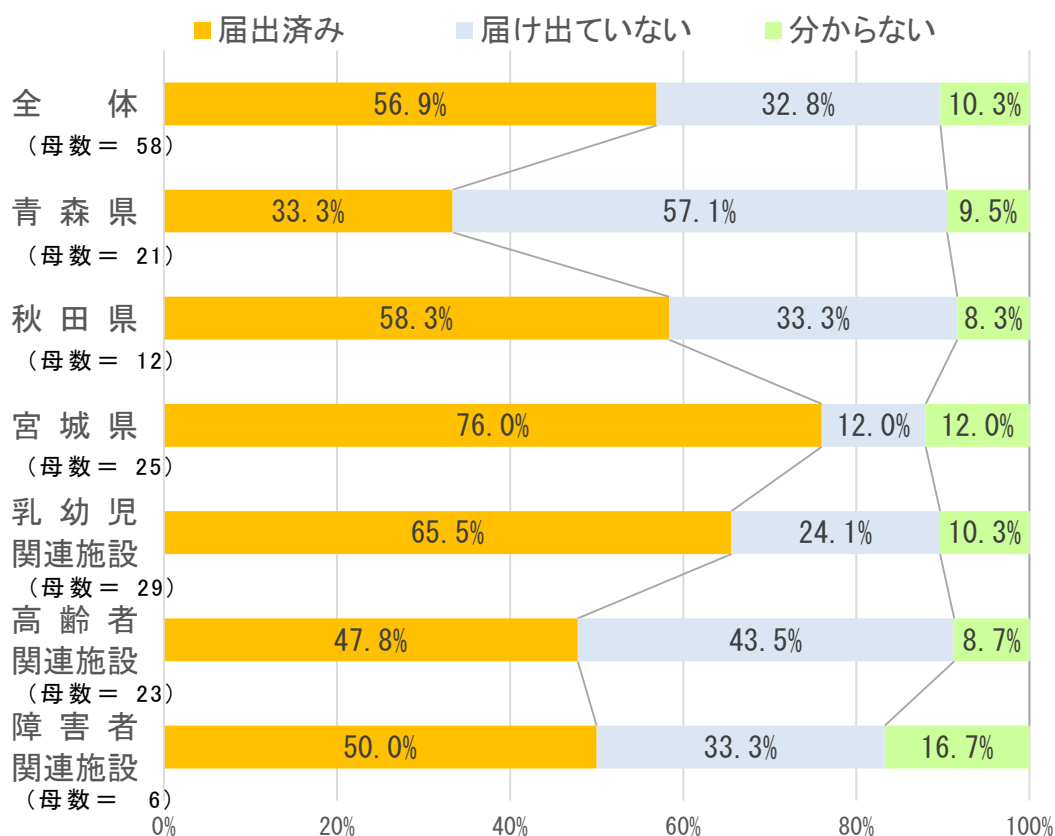
津波防災地域づくり法に基づいて作成した津波避難計画は、同法に基づき市町村に届け出ることとされている。

計画を届出済みとした施設は全体の半数程度である。

届出済みとした割合は、施設の所在地別で見ると宮城県で高い。また、施設の区分別では乳幼児関連施設で高くなっている。

図表IV-2-(2)

津波防災地域づくり法に基づく津波避難計画の届出状況



(注) 母数は、問5-3で「津波防災地域づくり法に基づく計画である」を選択した施設数59から本問に無回答の1を除いた58である。

(3) 市町村からの助言・指導 (問5-5・6)

【問5-5】

(問5-4で市町村に計画を届出済みと回答した33施設に)

計画の検討時や届出時等に、市町村から助言や指導がありましたか。(○は一つ)

【問5-6】

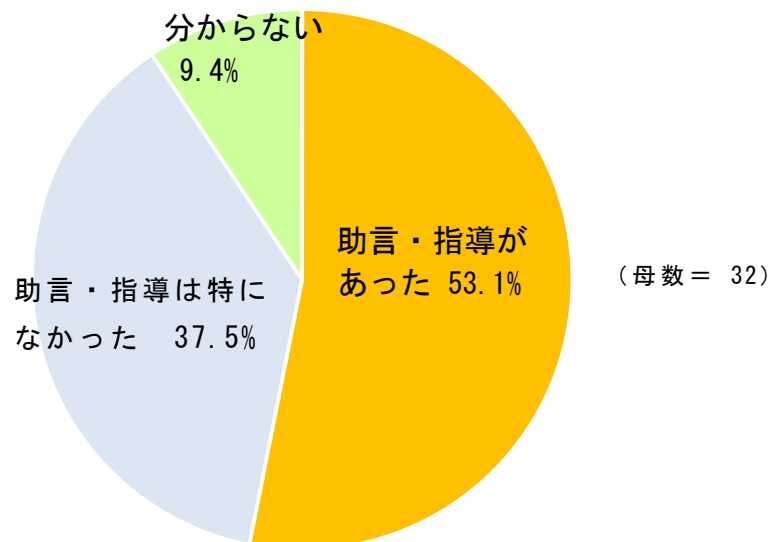
(問5-5で助言・指導があったと回答した17施設に)

市町村からはどのような助言や指導がありましたか。できるだけ具体的にご記入ください。

津波防災地域づくり法に基づく津波避難計画の検討時や届出時に市町村から助言・指導があったとする施設は、半数程度である。

図表IV-2-(3)

津波避難計画届出の際の市町村からの助言・指導



(注) 母数は、問5-4で計画について「届出済み」を選択した施設数33から本問に無回答の1を除いた32である。

助言・指導があったとした17施設が受けたとする助言・指導の内容14件(自由回答)は、

- イ) 避難経路、避難完了に要する想定時間を盛り込むよう指導された(7件)
- ロ) 作成方法・手順等が記載された手引を配布された(4件)
- ハ) その他(避難場所の指定を受けた等)(3件)

であり、安全な避難誘導方法、情報の収集・伝達方法、避難訓練の方法などについて「助言・指導があった」との回答はなかった。

3 水害浸水想定区域等における取組

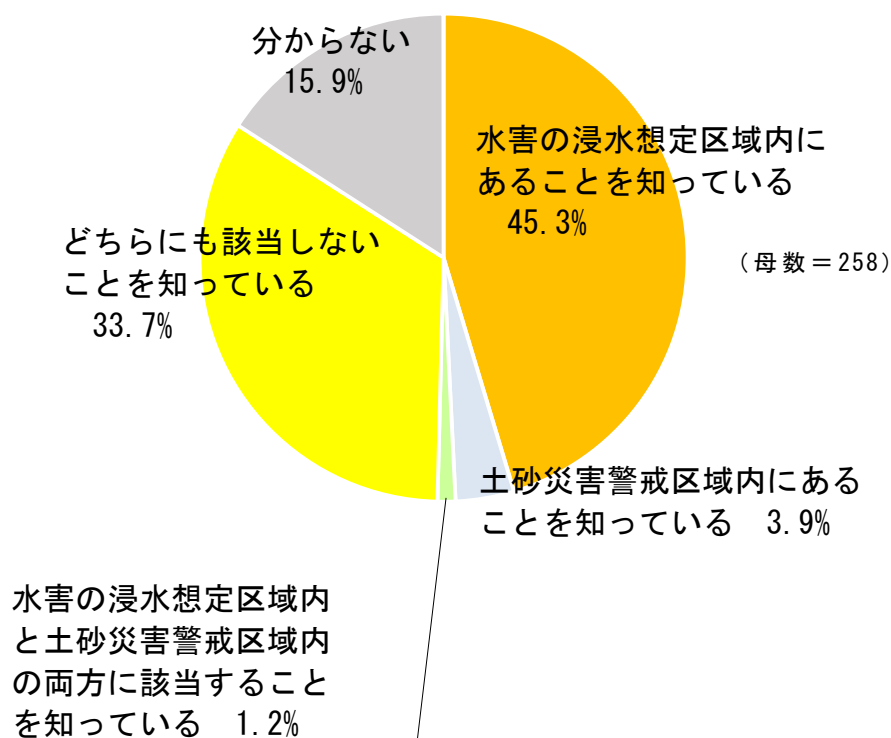
(1) 水害浸水想定区域等への該当の認識 (問5-7)

貴施設が、水害（洪水・内水はん濫・高潮）の浸水想定区域内
や土砂災害警戒区域内にあるかどうかを知っていますか。（○は一
つ）

平成29年6月に水防法（昭和24年法律第193号）と土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）が改正され、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域や、土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設などの要配慮者利用施設は、これらの災害に備えた「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられている。

このような事実を示した上で質問したところ、「分からない」が2割に満たず、8割を超える施設は、これらの区域に該当するかどうかを認識しているとみられる。

図表IV-3-(1) 水害浸水想定区域等の該当の認識



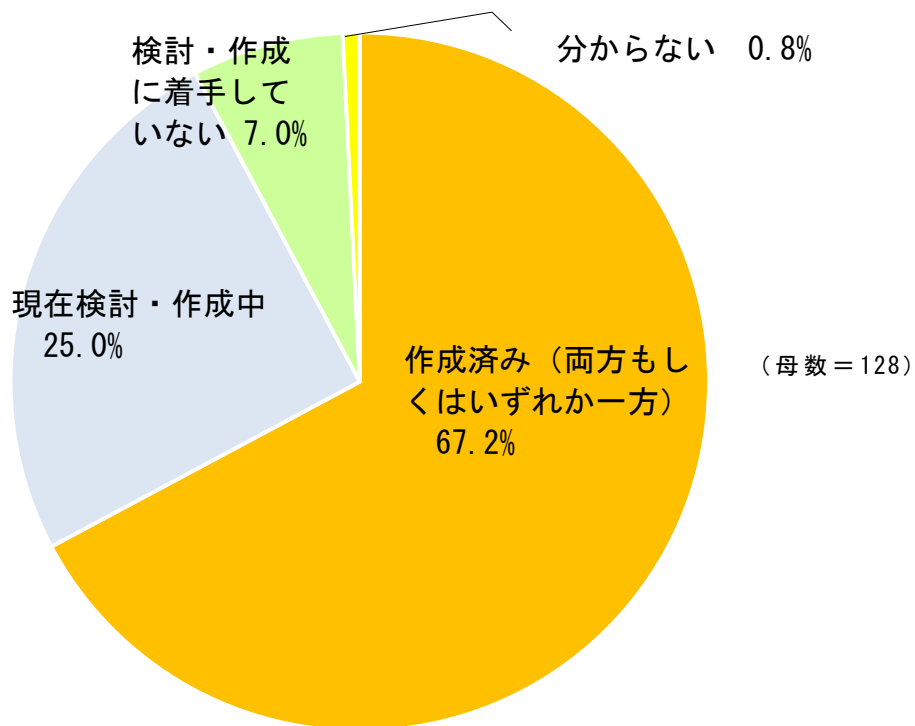
(注) 母数は、回答があった施設数 270 から本問に無回答の 12 を除いた 258 である。

(2) 水害浸水想定区域等にある施設の避難確保計画の作成状況
(問5-8)

(問5-7で水害浸水想定区域内等にあると知っているとは回答した130施設に)
貴施設は、水害もしくは土砂災害に備えた避難確保計画を作成していますか。(○は一つ)

水害浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にあることを認識している施設の7割弱は、これらの災害に備えた避難確保計画を作成済みであり、計画を現在検討・作成中の施設を含めると9割に及んでいる。

図表IV-3-(2) 避難確保計画の作成状況



(注) 母数は、問5-7で「水害浸水想定区域等に該当することを知っている」を選択した施設数130から本問に無回答の2を除いた128である。

4 災害の種類に応じた避難計画の作成に関する課題

(1) 計画作成の負担や課題 (問5-9)

津波、水害、土砂災害と様々の避難確保計画の作成が求められ、負担が大きいなどの課題やお困りのこと、行政にアドバイスしてほしいことなどがありましたら、ご記入ください。

災害の種類に応じて様々な避難計画の作成が求められる煩わしさを訴える意見も一部にみられるが、各施設ともこれらの計画の必要性自体は理解した上で、行政に対して

- i) 計画に盛り込むべき事項を示すこと
- ii) 計画の内容が現実的なものとなるよう助言すること

を求めているものとみられる。

<45件の自由回答の内訳>

- イ) 計画に盛り込むべき必要最小限の事項を示してほしい(15件)
- ロ) 災害の種類ごとに避難計画を作成するのが煩わしい(13件)
- ハ) 施設の現状に適した計画となるよう助言してほしい(9件)
- ニ) 計画・訓練が実際の避難に役立つか不安(8件)

(2) 作成した(又は検討・作成中の)津波避難計画の課題

(問5-10)

法律に基づくか否かを問わず、津波に備えた避難計画を作成した(検討・作成中である)場合、課題やお困りのこと、行政にアドバイスしてほしいことなどがありましたら、ご記入ください。

<57件の自由回答の内訳>

- イ) 計画の実効性を確保するため職員の配置数の見直しが課題(12件)
- ロ) 避難計画作成のためのマニュアルがほしい(12件)
- ハ) 災害時に安全に通行できる避難路の確保・整備など、行政による取組が不十分(10件)
- ニ) 災害情報が十分に収集できるか不安(9件)
- ホ) 地域との連携が確保できるか不安(7件)
- ヘ) 避難後の生活の安全確保が課題(5件)
- ト) 指定避難場所の追加が必要(2件)